

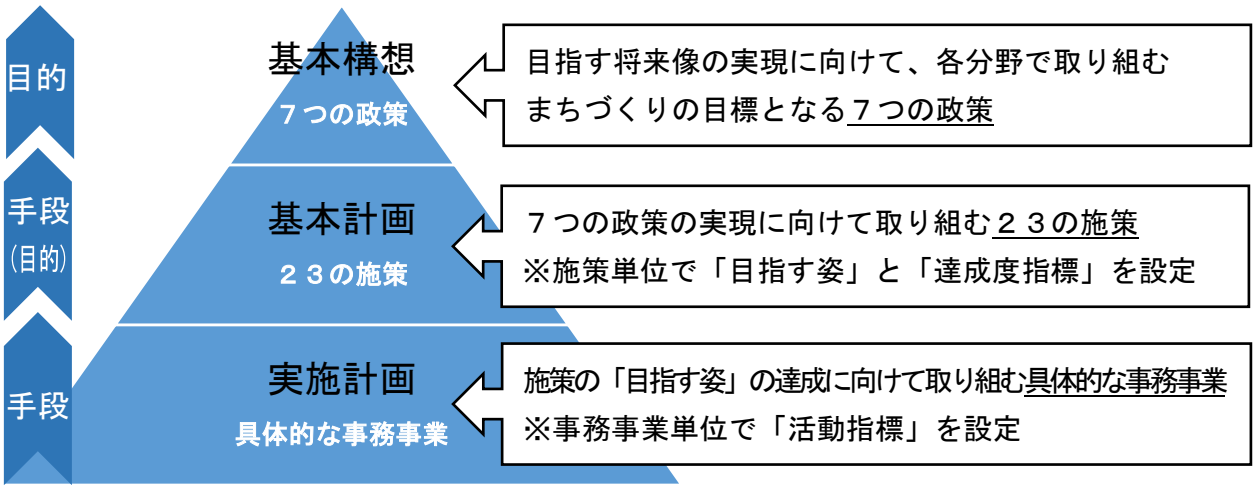
令和 8 年度 行政評価（令和 7 年度対象）に係る外部評価について

1 第 3 次総合計画に基づく行政運営の推進

- 本市の今後を見据えると、人口減少や高齢化の進展等に伴った扶助費の増加、公共施設等の老朽化対策などから、行財政運営を取り巻く状況は、今後一層厳しさを増すことが予想されます。長期的な視点に立って市が目指す目標を実現できるよう、経営管理機能の強化や健全財政の維持に努めるとともに、様々な主体との連携やデジタル技術の活用等による効率化を推進することで、あらゆる分野における政策・施策・事業を最も効果的な形で展開していく必要があります。
- 行政が有する経営資源をより効果的・効率的に配分する仕組みとして、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）のPDCAサイクルを確立するため、市の行政運営の指針である第 3 次総合計画（2025（令和 7）年度～2034（令和 16）年度）は、行政運営マネジメントの基軸とするという観点に立って策定しました。
- 市では、行政運営マネジメントの基軸と位置付ける総合計画に基づいた行政運営を原則とするとともに、政策・施策を体系的に整理し、施策ごとに明確な目標を定め、行政運営マネジメントを実行することとしています。

2 本市の行政評価の基本的な考え方

- 第 3 次総合計画は「基本構想（政策）」・「基本計画（施策）」・「実施計画（事務事業）」の三層構造で、目的と手段の関係が連鎖的につながる計画体系となっています。



- この計画体系に即し、実施計画（活動指標）と基本計画（達成度指標）の 2 段階の行政評価を実施し、評価結果を活用して、事務事業単位及び計画全体に係るPDCAサイクルを構築します。
- 事務事業の見直し・改善にあたっては、必要性・効率性・有効性（施策への寄与度）の評価（事務事業評価）を踏まえて施策評価を実施し、施策の今後の方向性を整理した上で、施策目的（達成度指標）を達成するための手段である事務事業の見直し・改善につなげていくことを目指します。
- また、本市の行政評価では、事後評価及び施策・事業担当課の自己評価を基本としますが、評価の妥当性・客観性を確保するため、行政改革推進委員会において意見等の聴取（外部評価）を行います。

3 行政改革推進委員会における外部評価の視点

- 評価の妥当性・客観性の確保を主眼に、施策評価を中心として、行政改革推進委員会では次の視点から意見等を聴取します。
 - 達成度指標の要因分析が妥当か。
 - 各事務事業の評価（施策への寄与度等）が適切か。
 - 達成度指標の状況等を踏まえて、「施策の評価と今後の方向性」が整理されているか。
 - 「別の視点・角度からの方向性」や「方向性の一層の具体化・深化」は必要ないか。
- 「施策の評価と今後の方向性」は、関連する個別の事務事業の継続や見直し等の方向性を含むものであり、その継続や見直し等の判断の妥当性や、見直し等を伴う場合の見直し案の方向性について、代替案の提案も含めて意見聴取を行うこととします。

4 外部評価の対象施策

- 外部評価の対象施策は、令和 5 年度に実施した市民満足度調査において、満足度が平均以下となった施策のうち、過去 3 年間で 1 度も選出したことがない以下の 3 施策について外部評価を行います。

【外部評価の対象施策】

政策 1	施策 1 0 3	防犯・交通安全対策の推進
政策 5	施策 5 0 1	観光の振興
政策 7	施策 7 0 2	広報・広聴活動の充実